

農地の貸し借りの手続きが変わります!

令和7年度から、農地の賃借は「農地中間管理事業」または「農地法3条」のどちらかでの賃借契約となります。従来の「利用権設定事業」は廃止となります。

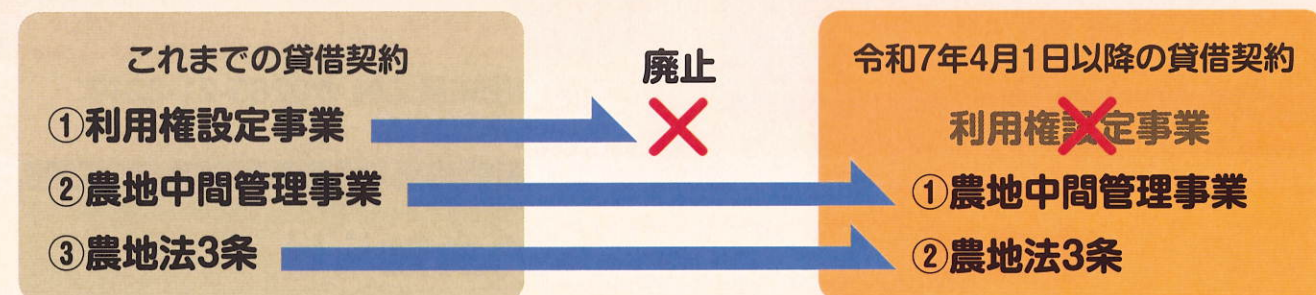
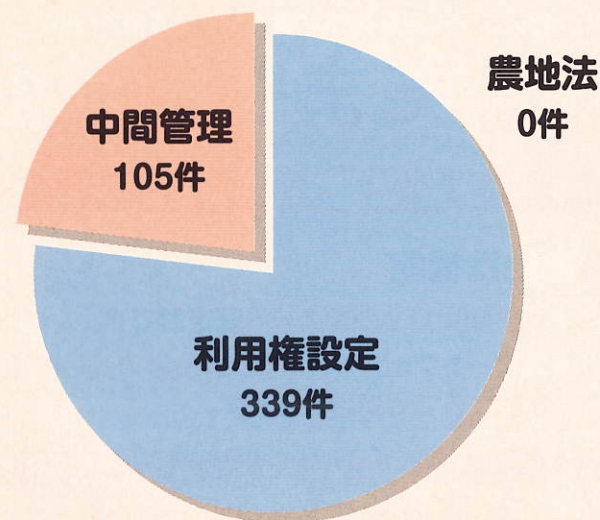
●農地の賃借 (R4年度)

飯田市では約7割強が「利用権設定事業」での賃借契約ですが、これが廃止になります。(市内農地の賃借の多くを占める相対取引)

賃借期間が終了した後は、「農地中間管理事業」または「農地法3条」で賃借を行います。

注1: 利用権設定事業は令和7年2月14日の農業委員会事務局受付締め切分で終了となります。

注2: 現在契約期間中の利用権設定事業は、契約期間終了まで契約は継続されます。(注1含む)

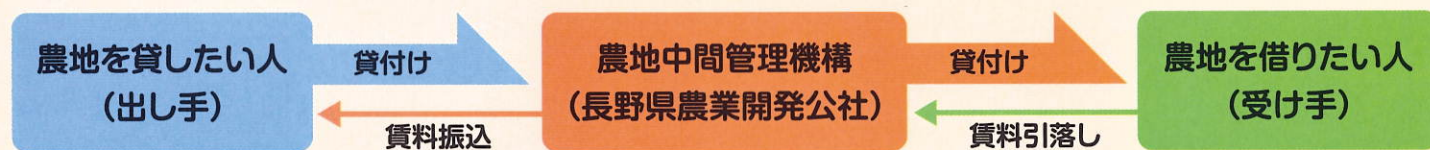


●農地賃借等のご相談は

各地区で行われます農地相談や、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、農業課の職員がお受けしています。

農地中間管理事業での契約は?

農地の出し手から中間管理機構(長野県農業開発公社)を経由して受け手に賃借をする契約です。

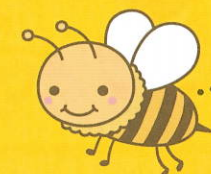


お問合せ先

飯田市農業委員会事務局 ☎0265-21-3219

蜜蜂を飼育している方は飼育届を提出しましょう

1月1日時点で日本蜜蜂・西洋蜜蜂を問わず1群以上飼育している方は、養蜂振興法第3条の規定により長野県に「飼育届」を提出する必要があります。該当する方は、提出方法等をご案内させていただきますので、下記までお問い合わせください。

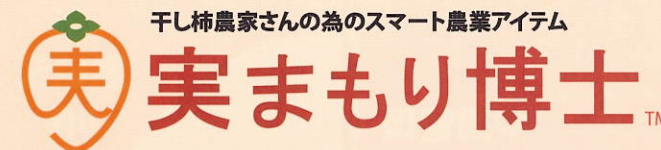


お問合せ先

飯田市農業課 生産振興係 ☎0265-21-3217

官民連携事業で製品化!

干し柿農家さんの為のスマート農業アイテム



重量・温湿度 遠隔監視システム

●お助け機能

- 硫黄燻蒸でも使用できる測定器です。
- スマートフォンで、重量と温湿度の変動状況をどこからでも確認できます。

導入した農家さんの評判も上々です!

システム導入を支援します!

飯田市では機器導入の支援事業を行っており、普及推進のため期間限定で手厚い支援をしています。令和6年度の加工に向けて、ぜひ導入してみませんか。

●補助率等

特認生産者の方	導入経費(税抜)の3分の2以内 (干場当たりの上限15万円)
特認生産者以外の方	導入経費(税抜)の3分の1以内 (干場当たりの上限7.5万円)

お問合せ先

飯田市農業課 ☎0265-21-3217

市田柿剪定作業講習会のお知らせ

市田柿の品質向上には、品質のよい原料生柿の生産が重要です。来季の柿栽培に備え剪定技術のレベルアップのための作業講習会を開催します。また、退職後に市田柿の生産を考えている方、家に柿の木があるが剪定方法がわからない方も是非ご参加ください。なお、講習会に合わせて、来季の市田柿の豊作を願う伝統行事「成り木責め」を行います。

日時 ● 令和6年1月25日(木) 午前10時～

集合場所 ● JAみなみ信州いいだ果実選果場 西側駐車場
(上郷黒田2540-27)

持ち物 ● 筆記用具

服装 ● 防寒・作業のできる服装

参加料 ● 無料

※参加を希望される方は、前日までに飯田市農業振興センターへお申込みください。



お申込・お問合せ先

飯田市農業振興センター ☎0265-21-3217